

# 平成27年度電気用品安全法の規制対象品試買テスト結果の概要

平成28年12月12日  
経済産業省  
製品安全課

## 1. はじめに

電気用品安全法(昭和36年11月16日法律第234号、以下「法」という。)は、製造又は輸入の事業を行う者(以下、「届出事業者」という。)が自らの責任で電気用品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該電気用品にPSEマーク<sup>1</sup>を表示して販売することができます。

規制当局として、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するため、毎年、市場で流通している電気用品を購入し、「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて検出された基準に適合しない事案については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導するとともに、その内容を公表しています。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。

## 2. 試買テストの調査項目

- ①法第8条に基づく技術基準への適合状況の確認  
試買した電気用品の技術基準適合性を確認する。
  
- ②法第10条に基づく表示の妥当性の確認  
PSE表示の妥当性を確認する。

---

<sup>1</sup>PSEマーク：特定電気用品 、特定電気用品以外の電気用品 

### 3. 試買テストの結果

#### (1) 試買テストの対象

平成27年度の試買テストは、合計107品目、389機種に対して行いました。試買テストの対象は、次の3分類としました。

- ・規制品目457品目を5年間で一巡するよう選定する「通常品目」
- ・近年の事故事例等を踏まえて選定する「特記品目」
- ・省エネ機器に係る電気用品

#### 平成27年度試買テストの内訳

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数	報告書
① 通常品目	合成樹脂絶縁電線、温度ヒューズ、コンセント、アダプター、延長コードセット等	31品目	87機種	別添1
② 通常品目	電気冷蔵庫、水道凍結防止器、電気湯沸器、電気草刈機、ラミネーター、送風機等	34品目	112機種	別添2
③ 通常品目	電気ひざ掛け、電気ホットプレート、毛髪乾燥機、電気温風器、コンセント付家具等	33品目	125機種	別添3
④ 特記品目	直流電源装置	1品目	11機種	
⑤ 省エネ機器	電気冷蔵庫、電気冷房機、エル・イー・ディー・ランプ、複写機等	8品目	54機種	別添4
合計		107品目	389機種	

(参考) 報告書の詳細は、以下のリンク先で参照できます。

別添1：平成27年度商取引適正化・製品安全に係る事業（電気用品安全法の特定製品安全性等調査確認（業務用電気用品（配線器材））

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09\\_test\\_buy/h27/H27denan\\_shibai\\_a.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h27/H27denan_shibai_a.pdf)

別添2：平成27年度商取引適正化・製品安全に係る事業（電気用品安全法の特定製品安全性等調査確認（業務用電気用品（配線器材以外））

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09\\_test\\_buy/h27/H27denan\\_shibai\\_a2.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h27/H27denan_shibai_a2.pdf)

別添3：平成27年度商取引適正化・製品安全に係る事業（電気用品安全法の特定製品安全性等調査確認（家庭用電気用品））

[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09\\_test\\_buy/h27/H27denan\\_shibai\\_b.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h27/H27denan_shibai_b.pdf)

別添4：平成27年度省エネルギー機器に係る特定製品安全性等調査

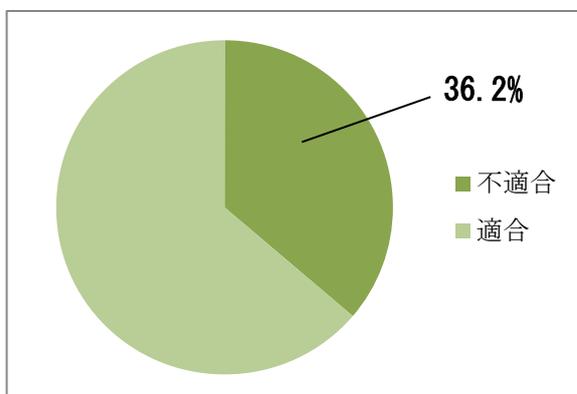
[http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09\\_test\\_buy/h27/H27denan\\_shibai\\_c.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/09_test_buy/h27/H27denan_shibai_c.pdf)

#### (2) 試買テスト結果の概要

389機種中、技術基準については、141機種(36.2%)、PSE表示基準については、17機種(4.4%)が適合しないことがそれぞれ確認されました。

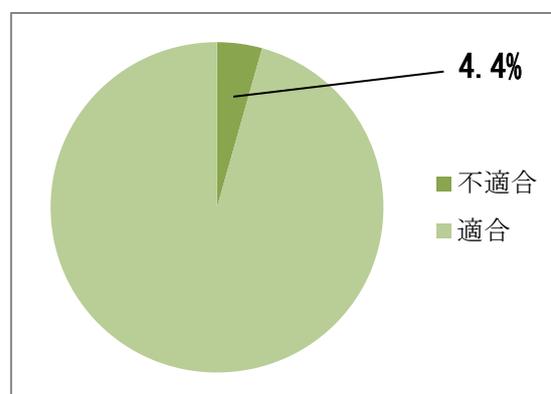
[技術基準に適合しない事案の割合]

389機種中 141機種が不適合



[PSE表示基準に適合しない事案の割合]

389機種中 17機種が不適合



基準に適合しないことが確認された内容の内訳

選定	品目数	技術基準	PSE表示基準
① 通常品目	8品目	10機種(11.5%)	—
② 通常品目	26品目	56機種(50.0%)	4機種(3.6%)
③ 通常品目	27品目	47機種(37.6%)	8機種(6.4%)
④ 特記品目	1品目	9機種(81.8%)	4機種(36.4%)
⑤ 省エネ	6品目	19機種(35.2%)	1機種(1.9%)
合計	68品目	141機種(36.2%)	17機種(4.4%)

注：( )内は、試買機種数に対する不適合機種の割合を示しています。

① 技術基準に適合しない内容

技術基準に適合しないことが確認された141機種について、合計337件の技術基準に適合しない事案が確認されました。その項目別内訳を下表に示します。

最も多いものは、「表示」で、技術基準で要求される表示の内容に問題があったものです。次に多かったものは「空間距離」についてのもので、充電相互間または充電部とアースするおそれのある非充電金属部との絶縁距離について問題があったものです。詳細については、別添1から別添4の報告書中、「3.3技術基準不適合項目と不適合数」を参照してください。

なお、確認されたすべての技術基準に適合しない事案について確認した結果、直ちに消費者に危害を及ぼすものではありませんでした。

### 技術基準に適合しない事案の項目別の内訳

技術基準不適合項目	不適合数	割合
表示	64	19.0%
空間距離	55	16.3%
アース機構	32	9.5%
雑音の強さ	28	8.3%
取扱説明書等	17	5.0%
消費電力等の許容差	15	4.5%
形状・組立・操作	13	3.9%
平常温度上昇	6	1.8%
その他	107	31.8%
合計	337	100%

(参考) 別紙にて、技術基準に適合しなかった事案の概要を一覧にしています。

#### ② PSE表示に適合しない内容

PSE表示に適合しないことが確認された17機種について、合計29件の表示に適合しない事案が確認されました。その項目別内訳を下表に示します。

表示不適合項目(3種類)の全ては、施行規則で要求される表示の内容に問題があったものです。最も多いものは、「PSEマーク」のないものです。次に多かったものは特定電気用品及び特定電気用品以外の電気用品に「届出事業者の名称の表示」のないものです。詳細については、別添2、別添3及び別添4の報告書中、「3.7 施行規則不適合電気用品の概要」を参照してください。

### 表示に適合しない事案の項目別の内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
PSEマーク	12	41.4%
届出事業者名	11	37.9%
法第9条第2項に規定する証明書の 交付を受けた検査機関の名称	6	20.7%
合計	29	100%

#### 4. 基準に適合しない事案が確認されたものに対する対応

今回の試買検査で確認された不適合事案については、管轄する経済産業局等が届出事業者にその内容を通知し、是正のための改善指導を行っております（是正措置、再発防止対策を確認の上、注意文書を発出することとしています）。再発防止のための是正策が適切に行われているか、法令遵守状況についてフォローアップも行うこととしています。

以上

## 平成27年度試買テスト

## ＜別添1のうち、技術基準不適合製品＞

	事業者名	電気用品名	ブランド	製造・輸入の別	技術基準不適合箇所の概要
1	極東電線工業(株)	その他のビニルコード	—	製造	絶縁抵抗試験において、導体と大地と間の20℃における絶縁抵抗を測定したとき、2.77MΩ・km(青芯)、1.92MΩ・km(白芯)であった。
2	富士端子工業(株)	管形ヒューズ	—	製造	短絡遮断性能試験において、No1～No3及びNo5の試験品の筒が破損した。
3	ジム電気(株)	温度ヒューズ	朝日電器	輸入	機械的要求事項において、附属書Aに従う取付及び安全確保に関する指示が技術説明書等になかった。 【その他2件】
4	星光商事(株)	マルチタップ	ナフコ	輸入	構造試験において、刃受け穴の長手寸法が次のとおりであった。 ①刃受けが7.69mm ②刃受けが7.65mm 【その他1件】
5	(株)武田コーポレーション	マルチタップ	—	輸入	構造試験において、刃先端部面取りの幅が1.10mm及び1.03mmであった。
6	日平機器(株)	コードリール	—	製造	表示において、製品の定格電流が8Aであるにもかかわらず銘板に表示している定格電流が15Aであった。 【その他1件】
7	(株)畑屋製作所	コードリール	—	製造	構造試験において、アースピンが自動でロックされないため、接地極が確実に接続されないおそれがあった。 【その他1件】
8	トキワ電気(株)	その他の差込み接続器	サンワサプライ	輸入	構造試験において、温度ヒューズのリード線間の空間距離(沿面距離を含む)が1.20mmであった。
9	(株)モリトク	延長コードセット	—	輸入	構造試験において、電源電線(その他のビニルコード)の保護被覆の厚さが最大0.7mmであった。
10	(株)カネシロ(倒産)	金属製カップリング	—	不明	引張強度において、カップリングを接続した薄鋼電線管に、引張荷重を管軸の方向に加えたとき970Nで電線管がずべった。

## ＜別添2のうち、技術基準不適合製品＞

1	東西電工(株)	蛍光灯用安定器	—	製造	構造試験において、プリント基板上の電流ヒューズの定格電流が「3.15A」であるにもかかわらず、近傍に表示されている定格電流の表示が「F 2A」であった。 【その他4件】
2	(株)ホリゾン	電気温蔵庫	—	輸入	構造試験において、交換が可能である温度ヒューズが「115℃」であるにもかかわらず、銘板にある定格動作温度の表示が「113℃」であった。
3	SIS(株)	電気温蔵庫	—	輸入	電源接続及び外部可とうコードにおいて、電源コードにビニルキャブタイヤコード(VCTF)を使用していた。 【その他2件】
4	(株)ワールドジェビー	電気温蔵庫	—	輸入	表示において、アース端子に、IEC60417の記号5019で示された表示がなかった。 【その他4件】
5	(株)中部コーポレーション	電気温蔵庫	—	輸入	構造試験において、交換が可能である温度ヒューズが「108℃」であるにもかかわらず、銘板にある定格動作温度の表示が「102℃」であった。
6	(有)木村電器(廃業)	電気サウナバス	辰野	製造	材料において、通常の使用状態(別表第82(26)ハイ)に掲げる条件:平常温度上昇試験)で機器を運転した時、発熱線の耐熱塩化ビニル絶縁物の温度が最高106.0℃であった。(周囲温度25.5℃) 【その他2件】
7	(株)小寺電子製作所	ネオン変圧器	—	製造	表示において、銘板等に「1次側の定格容量」の表示がなかった。
8	山菱電機(株)	電圧調整器	—	製造	材料において、巻線底面に接している繊維質の絶縁物が絶縁効力を有する含浸剤で処理されていないかった。 【その他1件】
9	(株)東京理工舎	電圧調整器	—	製造	平常温度上昇試験において、外郭(底部、シャフト近傍の部分)の温度上昇値が39.0/38.0K及び42.0/42.0K(周囲温度35℃、50/60Hz、調整位置:50%電圧の最高電流及び最大電圧の定格電流)であった。
10	(株)ワールドトレード	電気湯沸器	—	輸入	表示及び取扱説明書において、電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記述が無かった。
11	ヤマトマテリアル(株)	電気湯沸器	—	輸入	構造試験において、アース線の第一接続部であるアース端子の近傍に、アース用である旨の表示がなかった。 【その他1件】
12	大前(株)	その他の工作用又は工芸用の電熱器具	—	輸入	構造試験において、発熱体の異極充電部相互間(100V)の空間距離が2.2mmであった。 【その他1件】
13	松村工芸(株)	その他の工作用又は工芸用の電熱器具	—	輸入	構造試験において、発熱体の異極充電部相互間(100V)の空間距離が2.2mmであった。 【その他2件】
14	(株)シュウトレーディング	その他の工作用又は工芸用の電熱器具	—	輸入	表示及び取扱説明書において、電源コードが破損した場合のコードの交換に関する記述が無かった。 【その他1件】

15	藤原産業(株)	その他の工 作用又は工 芸用の電熱 器具	—	輸入	表示において、定格電圧が範囲で示されていないにもかかわらず定格入力範囲で表示されており、定格電圧と定格入力との関係が明確に表示されていなかった。 【その他2件】
16	太洋電機産業(株)	その他の工 作用又は工 芸用の電熱 器具	—	輸入	構造試験において、発熱体の異極充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)が2.2mmであった。
17	エイシン電機(株)	電気消毒器 (電熱装置)	—	製造	構造試験において、アース用端子部の有効ねじ山は1山であり、アース線を確実に取り付けることができないおそれがあった。 【その他1件】
18	ケルヒヤージャパン(株)	電気消毒器 (電熱装置)	—	輸入	材料において、通常の使用状態(平常温度上昇試験・連続スチーム放出状態)で温度ヒューズファストン接続部保護絶縁物(ポリアミド樹脂)の温度が156.0℃(周囲温度31.0℃)であった。
19	(株)ベルバード	電気ふ卵器	—	輸入	電源接続及び外部可とうコードにおいて、機器に同梱されていた電源コードセットのコードが、シースの無い平型ビニルコードであった。 【その他4件】
20	(株)昭和フランキ	電気ふ卵器	—	製造	構造試験において、温度調節用の操作つまみに廻り止め機構が備わっておらず、容易に脱落するおそれがあるため組立てが良好でなかった。 【その他1件】
21	(株)ワールドトレード	電気冷水機	—	輸入	表示において、表示銘板等に気候クラスの表示がなかった。 【その他1件】
22	ヤマトマテリアル(株)	電気冷水機	—	輸入	構造試験において、アース線の第一接続部であるアース端子の近傍に、アース用である旨の表示がなかった。 【その他1件】
23	(株)パオック	空気圧縮機	—	輸入	構造試験において、手で容易に取り外すことのできるヒューズホルダーのキャップを外したとき、ヒューズホルダー内部の充電部に試験指が触れた。 【その他6件】
24	(株)ナカトミ	空気圧縮機	—	輸入	構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって60Nの張力を加えたとき、電源電線の接続部に張力が加わった。 【その他2件】
25	(株)エアテックス	空気圧縮機	—	輸入	材料において、通常の使用状態(平常温度上昇試験)で、使用温度の上限値が60℃(基準周囲温度30℃)である塩化ビニルを被覆に使用している器体の内部にある電源電線の分岐点の温度が最高66.0℃(周囲温度30.0℃)であった。 【その他1件】
26	(株)マクロス	電気パン切り 機	Estale	輸入	構造試験において、内部配線(100Vライン、L1及びL2)に2Nの力を加えたとき、可動部である電動機羽根に接触するため、内部配線の被覆が損傷するおそれがあった。
27	ストラパック(株)	荷造機械	—	輸入	表示において、表示すべき事項である「定格消費電力」の表示がVA表記(要求はW表記)、また定格周波数の単位が銘板等になかった。
28	芝本産業(株)	荷造機械	ナイガイ	輸入	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が64.4/67.4dB(測定周波数0.55MHz、電源周波数50/60Hz)であった。
29	明光フィールドサービス(株)	文書細断機	明光商会	輸入	表示において、銘板等に定格休止時間の表示がなかった。
30	フェローズジャパン(株)	ラミネーター	—	輸入	配線・接続及び電源の供給において、二重絶縁であるにもかかわらず基礎絶縁のみのビニルコード(HVFF)を使用していた。 【その他3件】
31	(株)明光商会	ラミネーター	—	輸入	表示において、石油を浸した布を用いて手で15秒間表示をこすった時、容易に判読できなかった。
32	フジブラ(株)	ラミネーター	—	輸入	配線・接続及び電源の供給において、内部配線の導体がはんだのみで基板に接続されていた。なお、導体は、はんだ付け前にフックイン等が行われていなかった。 【その他1件】
33	大光電機(株)	サーキュレー タ	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線間)で100V異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が最小1.2mmであった。 【その他3件】
34	(株)MonotaRo	送風機	—	輸入	器体外部のアース線(多心コードの1線)に、アース用である旨の表示がなかった。
35	(株)ベルソス	電気除湿機	—	輸入	消費電力の許容差試験において、表示された定格消費電力に対して、運転時の測定値が210.7W(電源周波数60Hz、偏差値:132%)であった。なお、電源周波数50Hzの時の測定値は184.5Wであった。
36	(株)中橋製作所	電気角のみ 機	—	製造	構造試験において、アース線(機体内部端子側及びプラグ側の両方)にアース用である旨の表示がなかった。なお、アース線は緑色の単色線を使用していた。 【その他2件】
37	(株)ナカトミ	電気刃物研 ぎ機	山善	輸入	二重絶縁構造試験において、強化絶縁となる充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間である主機(巻線)と外郭(金属など)との間の空間距離(沿面距離を含む)がその他の箇所より1.7mmであった。 【その他1件】
38	(株)新興製作所	電気刃物研 ぎ機	シンコー	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間であるAC-AC間の空間距離(沿面距離を含む)が、じんあいが入るおそれのない箇所(印刷配線間。ただし、はんだ部を除く。)で0.9mm、その他の箇所より1.3mmであった。 【その他4件】
39	(株)ミツモ製作所	電気刃物研 ぎ機	エスコ	輸入	構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって59Nの張力を加えたとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わった。 【その他1件】
40	(株)山戸製作所	電気刃物研 ぎ機	藤原産業	製造	構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって100Nの張力を加えたとき、電源電線と内部端子との接続部に張力が加わった。 【その他1件】
41	大西賢(株)	電気刃物研 ぎ機	下村工業	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)であるAC-DC間の空間距離が0.7mmであった。

42	株式会社ミトモ製作所	その他の電動工具	—	輸入	電源接続及び外部可とうコードにおいて、電源電線の屈曲試験における折り曲げ回数4919回でL1及びL2の各導体が100%断線した。 【その他8件】
43	株式会社キソパワーツール	その他の電動工具	ブロクソン	製造	構造試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験:100V、60Hz、20W負荷)で運転したとき、通電開始10分後にプリント基板上の抵抗R1が焼損(抵抗近傍の温度204.0°C)し、運転ができなくなった。 【その他1件】
44	プロモート株式会社	その他の電動工具	—	輸入	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が0.15MHz以上30MHz以下の範囲で最大値が75.5/74.7dB(測定周波数5MHz、電源周波数50/60Hz、動作速度最大時)であった。
45	神東産業株式会社	その他の電動工具	日陶科学	輸入	表示及び取扱説明書において、製造業者の住所又は原産国、定格速度及びスピンドルの回転方向の表示がなかった。 【その他5件】
46	株式会社工進	電気噴霧機	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線のはんだ付け部相互間及びはんだ付け部とパターン間)の100V異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が最小0.5mmであった。
47	フルテック株式会社	電気噴霧機	—	輸入	構造試験において、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧が133.3V(差し込み刃を引き抜いてから1秒後に測定した電圧の値)であった。なお、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量は0.22μFであった。
48	東京ローソク製造株式会社	装飾用電灯器具	—	製造	構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が最小で0.9mmであった。
49	株式会社エス・ティー・イー	装飾用電灯器具	—	輸入	消費電力の許容差において、表示の定格電流0.042Aに対して、電源電圧が100Vのときに測定した測定値が0.0672/0.0704A(電源周波数50/60Hz、偏差: +60.0/+67.6%)であった。 【その他1件】
50	株式会社サンスターステンレス	電気消毒器(殺菌灯)	滝川	製造	構造試験において、庫内上部の殺菌灯に保護網等で保護されておらず、物の出し入れをする際に、殺菌灯に当たり破損するおそれがあった。 【その他2件】
51	株式会社ビューティガレージ	電気消毒器(殺菌灯)	—	輸入	構造試験において、手で容易に取り外すことのできるヒューズホルダーのキャップを外したとき、ヒューズホルダー内部の充電部に試験指が触れた。 【その他5件】
52	株式会社ワールドジェイビー	電気消毒器(殺菌灯)	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線のはんだ付け部相互間及びはんだ付け部とパターン間)の100V異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が最小1.5mmであった。 【その他1件】
53	日販工業株式会社	電気消毒器(殺菌灯)	—	製造	構造試験において、プリント基板上(印刷配線のはんだ付け部相互間及びはんだ付け部とパターン間)の100V異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む)が最小1.5mmであった。 【その他1件】
54	株式会社フィフティ・ヴィジョンナリー	電気消毒器(殺菌灯)	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線のはんだ付け部相互間及びはんだ付け部とパターン間)の100V異極充電部相互間の空間距離が最小0.9mmであった。 【その他3件】
55	リーベックス株式会社	防犯警報器	—	輸入	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力1Wに対して、測定値が1.34W(電源周波数50Hz時、偏差: +34.0%)であった。 【その他1件】
56	双日マシナリー株式会社	電気冷蔵庫	フォルスタージャパン	輸入	妨害波試験(端子電圧)において、電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、周波数が0.35~5MHzの範囲で、平均値の最大値が49.3/49.6dB(測定周波数2.508/2.508MHz)であった。

<別添3のうち、技術基準不適合製品>

1	ゼンスイ株式会社	観賞魚用電気泡発生器	—	輸入	表示及び取扱説明において、機器にはIPコードが表示されていない。なお、支持物に取り付けられる構造ではなかった。 【その他4件】
2	スリーアップ株式会社	電動式おもちゃ	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(98V)の空間距離が0.5mmであった。 【その他2件】
3	相山紡織株式会社	電気ひざ掛け	Sugibo	製造	構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離が1.6mmであった。
4	伊藤忠商事株式会社	電気ひざ掛け	KOIZUMI	輸入	構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離が1.6mmであった。
5	(株)広電	電気座布団	YAMAZEN	輸入	構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離が1.3mmであった。
6	(株)ショーケン	電気たこ焼き器	—	輸入	構造試験において、ヒーター端子とヒーター外側金属間の空間距離が1.2mmであった。 【その他1件】
7	(株)bigiu	電気なべ	パール金属	輸入	構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの定格電流が表示されていない。 【その他1件】
8	山岡金属工業株式会社	電気加温台	YAMAOKA	製造	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力150Wに対して、測定値が106.9/107.4W(100V、電源周波数50/60Hz、偏差: -28.7/-28.4%)であった。
9	ブラマイゼロ株式会社	電気コーヒーマシン	±0	輸入	構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの定格電流が表示されていない。
10	燦坤日本電器株式会社	電気コーヒーマシン	deviceSTYLE	輸入	材料試験において、外郭(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(温度97°C)を行ったところ、へこんだ穴の直径が4.2mmであった。
11	(株)オークセール	その他の調理用電熱器具	siroca	輸入	構造において、モーターの充電回路と外部露出金属となるモーターの金属ケースとの間に接続される保護インピーダンスは、1個のコンデンサー(サブクラスY2)で構成されていた。
12	エムケー精工株式会社	その他の調理用電熱器具	MK	輸入	構造試験において、容易に取り外すことができる電池ボックスのふた及び電池を取り外した状態で、試験指が充電部に接触した。(対地電圧100V、漏洩電流100mA) 【その他2件】
13	(株)東京企画販売	その他の調理用電熱器具	—	輸入	構造試験において、電源電線接続部に2Nの力を加えると異極となるアルミ板に接触した。 【その他4件】
14	(株)丸隆	ジュースメーカー	—	輸入	雑音の強さ(妨害波端子電圧(連続性妨害波))において、周波数が0.5~5MHzの範囲で、最大値(準尖頭値)が78.0/75.8dB(測定周波数0.590/0.590MHz、電源110V、50/60Hz)であった。 【その他1件】

15	(株)オークセール	ジューサー	siroca	輸入	雑音の強さ(妨害波電力)において、周波数が30~300MHzの範囲で、最大値(準尖頭値)が57.1/57.6dB(測定周波数40.00/40.00MHz、電源110V、50/60Hz)であった。
16	(株)REAL LIFE JAPAN (倒産)	ジューサー	イーバランス	輸入	表示及び取扱説明において、電流ヒューズを識別するための電流表示(5A)が、使用されているヒューズの電流定格(6.3A)と異なっていた。 【その他2件】
17	(株)わがんせ	電気製めん機	Waganse	輸入	雑音の強さ(妨害波端子電圧(連続性妨害波))において、周波数が5~30MHzの範囲で、最大値(準尖頭値)が67.3/68.2dB(測定周波数30.000/30.000MHz、電源110V、50/60Hz)であった。 【その他1件】
18	新日星産業(株)	コーヒーひき機	Kalita	輸入	雑音の強さ(雑音電力)において、周波数が30~300MHzの範囲で、最大値が63.4/62.6dB(測定周波数80.00/80.00MHz、電源周波数 50/60Hz)であった。
19	(株)大石アンドアソシエイツ	コーヒーひき機	Russell Hobbs	輸入	クラス0機器に対し、クラスII機器の記号(IEC 60417の記号5172)が表示されていた。
20	(株)カシムラ	毛髪乾燥機	—	輸入	構造試験において、尖頭電圧950Vを発生する高圧部品を有するが、高圧のための注意を要する旨の表示がなかった。
21	(株)ビューティーガレージ	毛髪乾燥機	—	輸入	表示及び取扱説明において、表示すべき事項であるIEC 60417-1の記号5582又は「水の近くで機器を使用してはならない」旨の警告が表示されていなかった。 【その他6件】
22	日本ウォール(株)	電気バリカン	WAHL	輸入	構造試験において、異極となる電動機の端子と巻線との間の空間距離が1.2mmであった。 【その他1件】
23	ワンゲイン(株)	電気温風機	—	輸入	表示及び取扱説明において、電源の種類をあらわす記号、定格周波数、製造業者等が表示されていなかった。 【その他2件】
24	(株)アントレックス	電気加湿器	Stadler Form	輸入	構造試験において、電流ヒューズが動作したときに異極となるプリント基板上(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離が次のとおりであった。 イ. じんあいの侵入し難い箇所: 1. 3mm ロ. その他の箇所: 1. 8mm 【その他3件】
25	日本ゼネラル・アプライアンス (株)	電気加湿器	VICKS	輸入	構造試験において、床上で使用される機器の電源電線としてキャプタイヤコード、キャプタイヤケーブルが使用されていなかった。
26	(株)エヌエフ貿易	電気加湿器	VORNADO	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離が次のとおりであった。 イ. 交流-直流: 1. 8mm ロ. 交流-直流: 2. 2mm
27	(株)ダーハム (廃業)	電気加湿器	EMERSON	輸入	表示及び取扱説明において、定格電圧が「120V」、定格周波数が「60Hz」と表示されており、取扱説明書の「交流 100V」、「50Hz・60Hz 共用」と相違していた。 【その他1件】
28	(株)テプロス通商	空気清浄機	—	輸入	消費電力等の許容差試験において、表示された定格消費電力48Wに対して、電源電圧が100Vのときに測定した測定値が32.5/29.8W(電源周波数50/60Hz、偏差-32.3/-37.9%)であった。
29	(株)シー・シー・ピー	空気清浄機	Honeywell	輸入	構造試験において、床上で使用される機器の電源電線としてキャプタイヤコード、キャプタイヤケーブルが使用されていなかった。
30	(株)マクロス	空気清浄機	more+	輸入	構造試験において、ラインフィルターの極性の異なる巻線間の空間距離(最小値)が0.9mmであった。
31	(株)ニトリ	蛍光灯	NITORI	輸入	マークにおいて、調光できないことを定められた記号で表示されていない。
32	日幸電子工業(株)	蛍光灯	NIKKO	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離が次のとおりであった。 交流-直流: 0.9mm、1.2mm、1.4mm
33	日動工業(株)	蛍光灯	NICHIDO	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離が次のとおりであった。 イ. 交流-交流: 0.7mm ロ. 交流-直流: 1.4mm、1.5mm
34	アークランドサカモト(株)	蛍光灯	GREATTOOL	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離が次のとおりであった。 イ. 交流-交流: 2.0mm、2.1mm ロ. 交流-直流: 0.9mm、1.8mm
35	日本グローバル照明(株)	エル・イー・ディー・電灯器具	—	輸入	構造試験において、ラインフィルターの極性の異なる巻線間の空間距離(最小値)が1.7mmであった。 【その他1件】
36	(株)ニトリ	エル・イー・ディー・電灯器具	NITORI	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離(最小値)が次のとおりであった。 交流-交流: 1.2mm
37	(株)ムサシ	エル・イー・ディー・電灯器具	—	輸入	構造試験において、極性の異なる2つのフィルター相互の空間距離が、2Nの力を加えた時に0mmであった。 なお、使用されているフェライトは、AC1000Vの耐電圧試験に耐えなかったため、別表第八1(2)子項に適合する絶縁物とはみなせなかった。 【その他2件】
38	伊藤超短波(株)	家庭用低周波治療器	ITOLATOR	製造	構造試験において、コンセントからプラグを引き抜いて1秒後のプラグのピン相互間の電圧が124Vであった。 なお、プラグのピン相互間のキャパシタの定格静電容量(総合)は、(0.1μF+2350pF)であった。 【その他1件】
39	伊藤超短波(株)	家庭用超短波治療器	ITOLATOR	製造	構造試験において、コンセントからプラグを引き抜いて1秒後のプラグのピン相互間の電圧が124Vであった。 なお、プラグのピン相互間のキャパシタの定格静電容量(総合)は、(0.1μF+2350pF)であった。 【その他1件】

40	(株)エム・エム・トレーディング	コンセント付家具	TWO-ONE STYLE	輸入	構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって100Nの張力を加えたとき、電源電線の接続部に張力が加わった。
41	(株)プラッツ	その他の電気機械器具付家具	—	輸入	構造試験において、ラインフィルターの極性の異なる巻線間の空間距離(最小値)が0.5mmであった。
42	ヤーマン(株)	医療用物質生成器	—	輸入	構造試験において、扉を開いた状態で、コンセントから差し込み刃を引き抜いて1秒後の差し込み刃間の電圧が124Vであった。 なお、差し込み刃側からみた回路の総合静電容量は、2.2μFであった。 【その他1件】
43	共立電器産業(株)	医療用物質生成器	—	製造	構造試験において、高圧発生回路を有しているが、アース機構が設けられていなかった。
44	野村電子工業(株)	医療用物質生成器	—	製造	構造試験において、容易に取り外すことのできるヒューズを取り外した状態で、ヒューズホルダー内部の充電金属部に試験指が触れた。 【その他2件】
45	(有)マルコー電器	医療用物質生成器	—	製造	構造試験において、プリント基板上(印刷配線の相互間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離が最小1.5mmであった。 また、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離が1.6mmであった。 【その他7件】
46	(株)ソラノ	超音波加湿器	創研	輸入	雑音の強さ(雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で、最大値(準尖頭値)が69.5/69.6dB(測定周波数526.5kHz/526.5kHz、電源周波数50/60Hz)であった。
47	伊藤超短波(株)	家庭用電位治療器	ITOLATOR	製造	構造試験において、コンセントからプラグを引き抜いて1秒後のプラグのピン相互間の電圧が124Vであった。 なお、プラグのピン相互間のキャパシタの定格静電容量(総合)は、(0.1μF+2350pF)であった。 1. 部品において、変圧器の空間及び浴面距離が次のとおりであった。 ただし、コアは1次とみなした。 [コア-1次巻線及び1次部品(C3):<1mm/<1mm(空間/浴面)] (a)コア(1次)-2次巻線端子間:2.0mm/2.0mm(空間/浴面) (b)1次巻線-2次巻線端子間:3.0mm/3.0mm(空間/浴面) 【その他6件】
48	(株)アベル	直流電源装置	—	輸入	構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間の空間距離が1.8mmであった。 【その他1件】
49	(株)リンテージ	直流電源装置	—	輸入	表示において、LED用である旨の表示がなかった。
50	イケア・ジャパン(株)	直流電源装置	—	輸入	表示において、LED用である旨の表示がなかった。
51	エレコム(株)	直流電源装置	ELECOM	輸入	部品において、変圧器1次巻線と変圧器2次巻線(三層絶縁線)が45°から90°の角度で交差しており、機械的応力に対する保護が備えられていなかった。 【その他1件】
52	(株)イオナス	直流電源装置	—	輸入	表示において、定格入力又は定格電流の表示、クラスII機器の記号の表示がなかった。 【その他10件】
53	セルスター工業(株)	直流電源装置	CELLSTAR	輸入	表示において、充電開始前の注意事項が表示されていなかった。 【その他2件】
54	日本タイガー電器(株)	直流電源装置	—	輸入	表示において、製造者若しくは責任をもつ販売業者の名称、商標又は識別表示がなかった。 【その他4件】
55	(株)エーワイ電子	直流電源装置	ELSOUND	製造	構造試験において、絶縁物の使用温度の上限值が60°C(電気用品の階級1)であるビニル被覆と思われる内部配線に2Nの力を加えたとき、高温(98.0°C)となる電源トランス表面に接触し、2Nの力を取り去っても接触していた。 【その他5件】
56	(有)エール	直流電源装置	—	輸入	設計及び構造において、ダイレクトプラグイン平行ブレード構造寸法等が次のとおりであった。 [トラッキング対策樹脂の無いプラグ構造] (a)プラグ刃先端:1.3mm (b)プラグ刃内側ポッチ穴:面取りなし 【その他5件】

<別添4のうち、技術基準不適合製品>

1	吉井電気(株)	電気冷蔵庫	—	輸入	取扱説明書において、「製造業者が推奨する電気機器以外、食品貯蔵庫内で用いてはいけないこと」の旨が記載されていなかった。
2	ハイセンスジャパン(株)	電気冷蔵庫	—	輸入	表示において、表示銘板等に気候クラスの表示がなかった。
3	(株)アズマ	電気冷蔵庫	—	輸入	表示において、定格銘板等に定格電流(A)の表示がなかった。 【その他1件】
4	(株)フィフティ	電気冷蔵庫	—	輸入	構造試験において、ランプ(庫内灯)の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧が表示されていなかった。
5	エレクトロラックス・ジャパン(株)	電気冷蔵庫	Electrolux	輸入	表示において、定格銘板等に定格電流(A)の表示がなかった。
6	東部大宇電子ジャパン(株)	電気冷蔵庫	DAEWOO	輸入	表示及び取扱説明書において、取扱説明書に「冷媒回路に損傷を与えてないこと」及び「製造業者が推奨する電気機器以外、食品貯蔵庫内で用いてはいけないこと」の旨が記載されていなかった。
7	(株)フィフティ	電気冷蔵庫	—	輸入	表示において、水の浸入に対する保護等級に応じたIPコードの表示がなかった。 【その他1件】
8	(株)ビートソニック	エル・イー・ディー・ランプ	—	輸入	構造試験において、電流ヒューズがOFFしたときに100V異極充電部相互間となるプリント基板上(印刷配線のはんだ付け部相互間及びはんだ付け部とパターン間)の空間距離(浴面距離を含む)が最小1.2mmであった。 【その他1件】

9	株式会社ウェーブ	エル・イー・ディー・ランプ	—	輸入	構造試験において、プリント基板上(印刷配線のはんだ付け部相互間及びはんだ付け部とパターン間)の100V異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)が最小1.2mmであった。 【その他3件】
10	株式会社ニトリ	電気スタンド	—	輸入	構造試験において、工具を使用せずに手で容易に取り外すことができる底板を取り外したとき、器体内部の充電部(電源スイッチ端子)に試験指が触れた。
11	株式会社ヤザワコーポレーション	電気スタンド	—	輸入	構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって2Nの張力を加えたとき、及び、電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電線と内部端子との接続部に張力が加わった。なお、張力止め用樹脂ネジが装着されているが、電源電線を固定出来ていない構造であった。 【その他2件】
12	クレオ工業株式会社	電気スタンド	山善	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)であるプリント基板の印刷配線間(D1~D4のAC-AC間及びC1, C2端子間(AC-DC間))の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が2.0mmであった。 【その他1件】
13	クレオ工業株式会社	電気スタンド	山田照明	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)である安定器基板の印刷配線間(D1~D4のAC-AC間及びC1, C2端子間(AC-DC間))の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が2.0mm(その他の箇所)であった。 【その他2件】
14	アルテミデ・ジャパン株式会社	電気スタンド	ヤマギワ	輸入	構造試験において、電源電線及び機能上やむをえず器体の外部に露出する電線(わたり線)の貫通孔(金属製)に保護装置が設けられておらず、かつ、面取りその他の適当な保護加工が施されていなかった。
15	アークランドサカモト株式会社	ハンドランプ	—	輸入	表示において、本体及び取扱説明書等に、使用者がコードを交換することを意図していない旨の記載がないにもかかわらず、電源コードが破損した場合にコードの交換は危険を防止するために、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者が交換する旨の記載がなかった。 【その他5件】
16	株式会社トップマン	ハンドランプ	—	輸入	表示において、本体及び取扱説明書等に、使用者がコードを交換することを意図していない旨の記載がないにもかかわらず、電源コードが破損した場合にコードの交換は危険を防止するために、製造者若しくはその代理店又は同等の有資格者が交換する旨の記載がなかった。 【その他5件】
17	株式会社畑屋製作所	ハンドランプ	—	製造	雑音の強さ試験において、電源端子の連続性雑音端子電圧が測定周波数526.5kHz以上30MHz以下の範囲で、最大値が61.6/61.3dB(測定周波数:526.5/526.5kHz, 電源周波数:50/60Hz, 電源電圧:100V)であった。
18	株式会社シバタ	ハンドランプ	—	輸入	構造試験において、極性が異なる充電部相互間であるソケット内の中心接触片と受金固定板との間の空間距離が1.0mmであった。 【その他2件】
19	株式会社ジョイフル本田	庭園灯器具	—	輸入	表示において、図式記号の高さが、可燃材料表面への直接取付け出来る表示(▽F)は3mm要求に対して1.8mm、製造業者名、定格電圧、IP番号、型番及びランプ型式は5mm要求に対して、それぞれ1.3mm、1.0mm、1.3mm、1.0mm及び1.4mmであった。 【その他3件】